

新居浜市・別子山村合併協議会

第 5 回 会 議 録

平成 1 4 年 7 月 2 2 日 (月) 1 3 時 3 0 分 から 1 5 時
新居浜市庁舎 6 階 議員全員協議会室

新居浜市・別子山村合併協議会

第5回新居浜市・別子山村合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成14年7月22日(月)					
招 集 の 場 所	新居浜市庁舎 6階議員全員協議会室					
開会日時及び宣告	平成14年7月22日 午後1時30分					
議 長	佐々木 龍					
議事録署名委員	神野 幸雄			福田 正広		
出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 2名 凡 例 出席 × 欠席	委 員 氏 名	出欠等	委 員 氏 名	出欠等		
	会 長	佐々木 龍		委 員	村上 悦夫	
	副会長	和田 秋廣		委 員	世良 賢克	
	委 員	片上 孝光		委 員	山口 正一	
	委 員	飛鷹 榮太郎		委 員	近藤 茂光	
	委 員	藤田 若満		委 員	水野 豊	
	委 員	二ノ宮 定		委 員	渡部 綏彦	
	委 員	加藤 喜三男		委 員	佐々木 義實	
	委 員	和田 一夫		委 員	酒井 富美子	
	委 員	伊藤 萬木家		委 員	青野 正	×
	委 員	堀田 正忠		委 員	福田 正広	
	委 員	藤田 統惟	×	委 員	仲村 悦子	
	委 員	神野 幸雄		委 員	筒井 衛	
	委 員	石川 尚志		委 員	鈴木 暉三弘	
委 員	井上 清美		委 員	福本 成臣		
合併協議会事務局	事務局長	神野 師算	事務局員	和田 仲吉		
	事務局次長	石田 敬司	事務局員	石井 公博		
	事務局員	寺村 伸治				
傍 聴 人	12名					
会 議 次 第	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

新居浜市・別子山村合併協議会第5回会議次第

日 時：平成14年7月22日(月) 13時30分～15時30分

場 所：新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題

(1) 協議

協議第31号 各種事務事業(地籍調査事業)の取扱いについて

協議第32号 各種事務事業(振興対策褒賞事業)の取扱いについて

協議第33号 各種事務事業(防災事業)の取扱いについて

協議第34号 各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについて

協議第35号 各種事務事業(収納代理金融機関)の取扱いについて

協議第36号 各種事務事業(公営住宅等事業)の取扱いについて

協議第37号 各種事務事業(窓口業務)の取扱いについて

協議第38号 各種事務事業(産業振興事業)の取扱いについて

協議第39号 国民健康保険事業の取扱いについて

(2) その他

次回会議の開催日時について

5 閉 会

第5回 新居浜市・別子山村合併協議会会議録

事務局

本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ございます。

それでは、ただいまから第5回新居浜市・別子山村合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議資料に沿って進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は26名であります。本協議会規約第9条では、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができないと定めているところでありますが、2分の1以上の者が出席でございますので、会議が成立しておりますことをお知らせいたします。

それでは、開会にあたりまして、新居浜市・別子山村合併協議会佐々木会長にご挨拶をいただきたいと思います。

佐々木会長よろしくお願いいたします。

会長

本日は新居浜市・別子山村合併協議会第5回の会議をご案内申し上げましたところ、大変お忙しい中、お暑い中、委員の皆様にはお集まりいただきましてありがとうございました。この会も第5回目ということで、現在県内各地で合併協議が進んでおりますが法定合併協議会として具体的な協議を行っているという意味では、愛媛県内でも最も進んだ合併協議ということになっております。渡部地方局長をはじめ、県の皆様には大変お世話になっております。今後ともよろしくお願いいたしますと思います。今日は、この後今回提案をいたします協議につきましてご説明をさせていただきますので、精力的な協議をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それではただいまから議事に入りたいと思います。これからの議事進行は佐々木会長にお願いいたします。会長よろしくお願いいたします。

会長

それでは、さっそくですが議事にはいらさせていただきます。会議次第の3 会議録署名委員の指名についてですが、会議録の署名委員を2名選任させていただけたらと思います。

私の方から指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声)

会長 ありがとうございます。それでは指名をさせていただきます。
新居浜市 神野 幸雄 委員さん 別子山村 福田 正広 委員さん、お二人に会議録署名委員をお願い申し上げます。
それでは次に会議次第の4の議題の協議第31号 各種事務事業(地籍調査事業)の取扱いについてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは失礼します。説明が長くなりますので座って説明させていただきます。

協議第31号 各種事務事業(地籍調査事業)の取扱いについてご説明申し上げます。

お手元の会議資料1ページをお開きください。

協議第31号 各種事務事業(地籍調査事業)の取扱いについて
別子山村の地籍調査事業については、新居浜市が引き続き実施するものとする。

と提案させていただいております。

参考資料の1ページをお開きください。

企画業務の4 地籍調査 をご覧ください。

まず、地籍調査についてご説明申し上げますが、地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆毎の土地についてその所有者、地番、地目についての調査並びに境界及び地積に関する測量をするものです。この地籍調査を別子山村では平成9年から実施いたしておりまして平成29年調査完了予定となっております。一方新居浜市におきましては、過去に一部地域について実施いたしておりましたが、現在は休止中となっております。

別子山村の地籍調査は事業の継続性という理由から新居浜市が引き続き実施するものとする提案させていただいております。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま、事務局から協議第31号各種事務事業(地籍調査事業)の取扱いについての説明がございましたが、ご質問、ご意見を申し上げます。ございますでしょうか。

委員(新居浜市) 地籍調査は非常に大切なもので、新居浜市自身があまりにも遅れすぎているのですが、総事業費はいくらぐらいかかるものなのですか。

事務局 数字で出ているのは平成24年度までなのですが、2億9千400万円です。

委員(新居浜市) 補助の内訳は・・・

事務局 補助対象経費というのがありまして、地籍調査事務の何から何までが補助になるわけではありませんが、補助対象事業費の3分の2くらいが国の補助ですね。
後、県の補助も一部あります。

会長 他にございませんか。

委員 (なしの声)

会長 ありがとうございます。それではほかにごありませんようですので、協議第31号各種事務事業(地籍調査事業)の取扱いについては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

会長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に、協議第32号 各種事務事業(振興対策褒賞事業)の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明を願います。

事務局 協議第32号 各種事務事業(振興対策褒賞事業)の取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の2ページをお開きください。
各種事務事業(振興対策褒賞事業)の取扱いについて
別子山村の振興対策褒賞事業については、合併時に廃止し、婚姻及び出生時の記念品贈呈事業については、新居浜市の制度を適用するものとする。と提案いたしております。
これにつきましては、参考資料の2ページをお開きください。
2ページの15 振興対策褒賞事業の調整方針について記載いたしておりますが、別子山村におきましては、別子山村振興対策褒賞条例及び同条例施行規則で婚姻、婚姻の媒酌人、村への40歳未満のUターンの場合は20万円、新生児が生まれた場合は、10万円を支給いたしております。一方、新居浜市では、別子山村のような褒賞制度はなく、それに対応するものとしては、婚姻、新生児にアルバムを贈呈しております。

別子山村の振興対策褒賞事業については、新居浜市との制度との格差がありますため、合併時に廃止させていただきまして、婚姻及び出生時の記念品贈呈事業については、新居浜市の制度を適用することと提案いたしましたものでございます。

以上です。

会 長 　　ただ今、協議第32号 各種事務事業（振興対策褒賞事業）の取扱いについて事務局から説明がありました。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委員(新居浜市) 　　別子山村さんのを廃止し、新居浜市の制度を適用するとありますが、その結論が出るまでにどういう協議をされたのですか。
　　どういう内容の協議をされたのですか。

事 務 局 　　まず、媒酌人については、過去事例が非常に少ないということ聞いております。主なものが婚姻とUターンと新生児となっておりますが、その件数等につきましてお聞きしておりますが、予算的にも年間3人、60万程度を予算計上してきたという経緯がありますが、実際支出はそれほどいっていないということで、新居浜市との補助金制度の違いがございまして、それは別子山村の制度にあわすと新居浜市の婚姻・出生に出しますと大変な金額になるということで廃止という方向で協議させていただきました。

委員(新居浜市) 　　新居浜市の場合、婚姻が年間どのくらいの件数があるのか。新生児もどのくらいあるのか。新居浜市も人口が減ってきていますから別子山村の制度の考え方は非常に、金額は検討しなければならないかもしれませんが、検討に値するのではないかと思うのですが。これは新居浜市の行政の人口関係についての基本に関係する考え方が出てくると思うのです。その点ですね。大きいところに全部揃えるというのではなくて、もうすこし突っ込んだ検討が出来ないものかと思うのですが。新居浜市で実施したらどのくらいの金額があるものかなどそのへんが検討過程にあったかどうか知りたかったのですが。どうでしょうか。

事 務 局 　　平成12年度の新生児の出生の数は、1230人です。これでいきますと、1億2千300万円となります。
　　婚姻につきましては、12年度実績で1617件ですので、3億2千万ほどになります。

会 長 　　委員(新居浜市)さんのご意見ご質問の趣旨は、この額の通りではないけれども、新市として新居浜市を含めて、新生児とか婚姻とか人口対策

は考えるべきでないかというご趣旨ですかね。

委員(新居浜市) はい

会 長 今度の提案は、合併時に廃止をするという提案になるわけですが、この提案に対しましてはどのようなことになるのでしょうか。

委員(新居浜市) これは、すぐには決められないと思いますから、これはこれでいいと思います。将来の検討事項に値するのではないかと思ったわけです。

会 長 合併協議としては、この提案どおり廃止とさせていただく趣旨ですが、子供の出生とか人口対策は考えてという趣旨でよろしいでしょうか。

委員(新居浜市) はい

会 長 他に、この提案自体にございませんでしょうか。

委 員 (なしの声)

会 長 委員(新居浜市)さんは異議という事ではないのですか。

委員(新居浜市) はい、異議でなく、要望的なことです。

会 長 特にご異議もないようですので協議第32号 各種事務事業(振興対策褒賞事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に、協議第33号 各種事務事業(防災事業)の取扱いについて議題といたします。
事務局から説明を願います。

事 務 局 協議第33号 各種事務事業(防災事業)の取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の3ページをお開きください。
各種事務事業(防災事業)の取扱いについて
防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

ただし、防災行政無線の運用については、当面現行どおりとし、設備の統一など効率的な運用が図られるよう調整するものとする。と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の3ページの16 防災事業についてをご覧ください。

(1) 防災会議及び(2) 災害対策本部は防災事業の組織体制でございまして、新居浜市、別子山村それぞれに組織されておりますが、これにつきましては、合併時に新居浜市の制度に統一することといたしております。

また、(4) 防災訓練につきましては、新居浜市だけが行っている事業ですので、合併時に新居浜市の制度に統一することといたしております。

(3) の防災行政無線につきましては、新居浜市と別子山村との防災行政無線の周波数が異なっているため、将来的に設備の統一をする場合、無線機の更新、中継局の設置等が必要となります。

また、県が設置いたしております地上系、衛星系無線を新居浜市と別子山村がそれぞれもっておりその取扱いが問題となっております。

防災行政無線の運用につきましては、当面、現行どおり、それぞれの区域内では、これまでの周波数での対応をし、新居浜市と別子山村の連絡は地上系及び衛星系無線を利用して対応することとし、将来的には設備の統一など効率的な運用が図られるよう調整することとして提案いたしましたものでございます。

防災事業につきましては以上ですが、

他の企画業務関連の説明を少しさせていただきたいと思っております。

参考資料の1ページから4ページまでのその他の企画業務につきましては、新居浜市で申し上げますと企画調整部関係の業務でございますが、主に内部事務的なもの、あるいは、新居浜市にしかない制度でございますことから協議項目として掲げておりません。

また、ページが少し飛びますが、参考資料の29ページから32ページをご覧ください。

こちらには選挙業務の調整方針を記載いたしております。

選挙業務につきましては、公職選挙法に従いまして実施されるものでありまして協議事項としては掲げてございませんが、選挙業務につきましてはの現状と調整方針を記載いたしておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

次に参考資料の33ページ及び34ページをご覧ください。

こちらには総合計画等の調整方針が記載されております。

これらの各種総合計画につきましても、協議事項としては、掲げておりませんが、当然、合併後は新居浜市と別子山村地域が一体のものとして、計画が適用されるものと、内容によりまして別子山地域が対象となる計画につきましては、根拠法令等や事業に基づき、合併時や合併後の

必要な時期に見直すことといたしております。

以上です。

会 長 協議第33号 各種事務事業（防災事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員(新居浜市) 防災というのは、山林も多く抱えていることであるし、非常に重要な問題であると思います。先般宇摩地区との広域関係を提携していたのを解約したと、そのことを新居浜市が引継いで宇摩地区へ委託するというふうな報道が出ていたのですが、これとの関連はどのようになっていますか。

会 長 まず、今日の協議事項の防災会議とか防災行政無線とかハード的なシステムの提案でございます。関連ということでご質問がありましたので、前回以降の経過で申し上げますと、宇摩の解消というのは来年4月1日から新市となるわけですから、3月31日で、宇摩広域を脱退するというこの話が一つと、消防救急業務につきましては、私、村長、両市村の助役が宇摩広域の首長、あるいは助役のみなさんにお話をしまして、生命に関わることなので別子山村地区の救急消防業務について、より近いところからの出動ということの契約をさせていただきたいという話をさせていただきました。それを受けて、宇摩広域の各首長のご理解を得まして、宇摩広域の会の中で新居浜市・別子山村からの申し入れがあり、基本的にそのような方向でいきたいと表明をさせていただきました。

今後は、具体的な取り決めにつきましては、消防同士の話させていただくということと、費用の問題などはこちらの企画部門で話をさせていただくということで、正式には宇摩広域の議会の承認を頂くという形をとっていくふうに進んでおります。基本的には、そういうご理解を頂いて進んでいるという状況でございます。

委員(新居浜市) 防災無線の周波数が違うということなので、4月までに統一するとすれば、どのくらいの費用がかかるのかということと、直接この中には入っていませんが、防災という立場から言うと消防団の取扱いがあると思うのですが、消防団の取扱いをどのようにお考えになっているのか、以上の2件教えて下さい。

事 務 局 消防団の無線からご説明申し上げます。

消防団の無線につきましては、大永山の辺りにアンテナを設けまして、新居浜市と直接結ぶようになっております。こちらについては、地上系と無線とで両方でカバーできるような対応をとるよう準備いたしてお

ります。

防災行政無線につきましては、現在大永山にアンテナを建てるとか、周波数の問題で電波管理局との協議もございまして、協議の最中ございまして具体的な数字の積算はいたしておりません。

会 長 周波数が異なっていると無線が届かないのでは、という心配の説明をお願いします。

事 務 局 新居浜市内は従前の通り、別子山村は従前の通りで、その連絡は通信衛星無線で出来るということですので、ワンクッション入りますが、そのような対応で当面はいきたいということです。地上系がダメでも、衛星系があるというふうに判断しております。将来的に統一は図って参りたいと思います。

会 長 当面問題はないと、更新するとき是一緒にしようということでございますね。

事 務 局 はい。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第33号 各種事務事業(防災事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に、協議第34号 各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明を願います。

事 務 局 協議第34号 各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについてご説明申し上げます。会議資料の4ページをお開きください。
各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについて
電算システム事業については、新居浜市の電算システムに早期に統一を図るよう調整するものとする。と提案いたしております。

これにつきましては参考資料の5ページの電算システム事業の調整方針をご覧ください。

この中で、特に問題となりますのは、不均一課税等の問題のため、(5) 個人市民税及び(6) 法人市民税、(12) 国民健康保険システムが合併時に統一が少し難しいとされております。当面現行どおりとし、合併後、新居浜市のシステムに早期に統一するよう努めることといたしております。

その他の電算システムにつきましては、別子山村にシステムがないため、合併時に新居浜市のシステムを適用することといたしております。

このようなことから電算システム事業については、新居浜市の電算システムに早期に統一を図るよう調整するものとする提案いたしましたものでございます。

以上です。

会 長 ただ今、協議第34号 各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見をお願いします。

委員(新居浜市) この財務会計の件ですが、新居浜市の場合はオンラインで解決していますが、別子山村はシステム化が現在はされていない、という対比になるわけですが、すぐに検討しなければならないと言われていたますが、財務会計がある程度同歩調でできるのか、できないのか、の見通しと、第2番目に、国民健康保険ですが、別子山村は国民健康保険税でされているのか、新居浜市は国民健康保険料でしているわけです。そこに根本から異なっているのでこれをどのように対応して、お互いに解決されるのか検討していることがあるのなら教えて下さい。

会 長 国民健康保険そのものにつきましては今日、この後の協議事項でありますので、そちらのほうでお答えさせていただきます。それでは、システムの方について事務局から。

事 務 局 財務関係システムにつきましては、新居浜市が財務関係システムを導入と、別子山村はないということですが、これは専用回線等を通じまして合併の4月1日から適用するように調整することといたしております。電話回線で支所と同じ形で現在も行っておりますので、特に問題はないと対応いたしたいと思います。

委員(新居浜市) 財務会計が早期に作成しなければならないので、財務会計が地方公共団体の基本でございますので、その点に遅れを生じたのでは意味がないので、その辺が早期な財務会計ができる計画なのかどうか。

事務局 新居浜市の方が財務会計システムが確立されておりますので、その制度をそのまま別子山村の方で適用させて頂くということなので、問題はございません。

委員(新居浜市) 別子山村がそれまでに対応できるのか、できないのかということです。

事務局 問題は、その機械の動かし方であるとか、新居浜市の制度を理解して頂くということになるかと思いますが、それにつきましては、事前に色々と研修等の方法を担当部局で考えていくと思います。そういうことでご理解願いたいと思います。

委員(新居浜市) はい。

会長 国保は後ででするので、その時にお答えしたいと思います。

委員(新居浜市) はい。

会長 他にございませんか。

委員 (なしの声)

会長 特にご異議もないようですので協議第34号 各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

会長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に、協議第35号 各種事務事業(収納代理金融機関)の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 協議第35号 各種事務事業(収納代理金融機関)の取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の5ページをお開きください。
各種事務事業(収納代理金融機関)の取扱いについて
収納代理金融機関については、別子山村の金融機関事情に配慮し、合併時に新居浜市が郵便局を収納代理郵便官署として指定するものとす

る。と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の7ページから10ページに財務業務についての調整方針を記載いたしております。

財務業務につきましては、企画業務同様に内部事務に関する調整方針がほとんどでございます。この中で、住民に影響があるものとしては、税金などの収納事務を行う収納代理金融機関の取扱いがございます。

別子山村には、金融機関が郵便局しかないため、郵便局を収納代理郵便官署（これは、郵便局を収納代理機関を収納代理郵便官署と言いますが）として、指定を行いまして別子山村の村民の便宜を図ろうとするものです。

以上です。

会 長 協議第35号 各種事務事業（収納代理金融機関）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見をお願いします。

委 員 （「異議なし」の声）

会 長 特にご異議もないようですので協議第35号 各種事務事業（収納代理金融機関）の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に協議第36号 各種事務事業（公営住宅等事業）の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第36号 各種事務事業（公営住宅等事業）の取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の6ページをお開きください。

各種事務事業（公営住宅等事業）の取扱いについて

- 1 別子山村の公営住宅事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の公営住宅の家賃については、当面、現行どおりとする。
- 2 別子山村の活性化推進住宅事業については、当面、現行どおり引き継ぐものとする提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の11ページから13ページに管財業

務についての調整方針が記載されております。

管財業務につきましても庁舎管理や公用車等の内部事務がほとんどですが、このうち住民に密接な事業として別子山村の公営住宅等の事業がございます。

別子山村には公営住宅法の適用を受ける村営住宅と村が単独の事業として村の活性化のために建設した活性化推進住宅の2種類がございます。公営住宅につきましては、申込者の資格、申し込み方法、入居者の選考など公営住宅法等の定めがございますことから、合併時に新居浜市の制度に統一することといたしております。

ただし、公営住宅の家賃につきましては、これまでの経過や施設が老朽化いたしておりますことから、当面現行どおりといたしております。

また、別子山村独自の活性化推進住宅につきましては、当面現行どおり引き継ぐことといたしております。

以上です。

会 長 戸数などの説明をお願いします。

事 務 局 公営住宅の方は10戸です。活性化推進住宅は12戸です。

会 長 協議第36号 各種事務事業（公営住宅等事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思えます。どなたからでもご意見をお願いします。

委員(新居浜市) 入居状態は全部入っているのですか。

事 務 局 入居状況は1戸空きですね。

会 長 どちらの方ですか。

事 務 局 公営住宅の方です。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第36号 各種事務事業（公営住宅等事業）の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に協議第37号 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについてを
議題といたします。
事務局から説明を願います。

事 務 局 協議第37号 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについてご説明申
上げます。
会議資料の7ページをお開きください。
各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて
窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努め
るものとする提案いたしております。
これにつきましては、参考資料の14ページから16ページに窓口業
務の調整方針が記載されております。
窓口業務につきましては、14ページでございますように住民基本台
帳電算処理や印鑑登録システム、戸籍処理、各種原簿の保管につつまし
ては、新居浜市の制度に統一し、各種証明書の発行及び異動手続きの処
理などの業務につきましては、現在の別子山村役場を支所として残し、
新居浜市内の支所の例により事務処理を行うことといたしております。
住民に密接な窓口業務につきましては、引き続き別子山村で行い、住民
サービスの低下を招かないよう調整に努めることとして提案いたしたも
のでございます。
以上です。

会 長 協議第37号 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて事務局か
ら説明がありました。ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ど
なたからでもご意見を願います。

委 員 （なしの声）

会 長 特にご異議もないようですので協議第37号 各種事務事業（窓口業
務）の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよ
ろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に協議第38号 各種事務事業（産業振興事業）の取扱いについて
を議題といたします。

事務局から説明を願います。

事務局

協議第38号 各種事務事業（産業振興事業）の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の8ページをお開きください。

各種事務事業（産業振興事業）の取扱いについて

別子山村の産業振興事業については、引き続き事業の推進に努め、別子山村の地場産業の振興及び就労支援を図るものとする。ただし、別子山村森林公園「ゆらぎの森」及び別子山村筏津地区の別子観光センター等の施設の管理運営については、見直しを図るものとする。

と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の17ページから23ページに産業振興事業の調整方針が記載されております。

この産業振興事業の調整方針はほとんどが新居浜市の事業であります。特に調整が必要な項目としては、別子山村独自の事業として23ページの17の別子山村のゆらぎの森、18 別子観光センター等、19 別子山村木材加工施設についての項目がございます。

まず、17の ゆらぎの森は、都市住民や時代を担う青少年に農林業、自然に対する理解を深めさせるとともに、地域の活性化を図るために設置された森林公園です。

ゆらぎの森には、1 施設内容にもございますように宿泊施設でございます地域農産物等活用型総合交流促進施設、フジをはわした巨大パーゴラ、椎茸栽培施設、山野草育成施設、木工クラフトや炭焼き体験ができる工房であります自然資源活用型交流促進施設を設置いたしております。また、業務は第3セクターの（有）悠楽技に委託しております。

平成13年度のゆらぎ館の利用者数4540人、（宿泊1240人、食事3300人）来園者総数約9400人、山草園の出荷総数約16千ポット、椎茸828キロの出荷となっております。

有限会社悠楽技の平成13年度の決算は321万円の赤字となっております。

次に、23ページの18 別子観光センター等につきましては、すべて筏津地区にございますが、別子観光センターを中心に筏津キャビンや特産品販売施設いわゆるバーベキューハウスなど各種施設が条例設置されております。

別子観光センターの筏津山荘宿泊者数は約1600人、総売上高約16百万円、筏津キャビンにつきましては平成13年度 約200棟、宿泊者約千人 総売上高約200万円となっております。平成13年度別子観光センター特別会計決算では、約37万円の黒字となっております。

次に19 別子山村木材加工施設につきましては、昭和61年に産業振興と雇用の確保のため設置され、有限会社 別子木材センターが施設

を借り受け木材加工を行なっております。平成12年度決算で約8百万の黒字でございます。事業開始以来、連続で黒字となっております。

これらの別子山村での産業振興事業については、合併後も引き続き事業の推進に努め別子山村の地場産業の振興及び就労支援を図ることとしたしております。

ただし、別子山村森林公園「ゆらぎの森」及び別子山村筏津地区の別子観光センター等の施設の管理運営については、施設の設置条例等の整備や管理運営方法について合併時に見直しを図るものと提案いたしましたのでございます。

以上です。

会 長 協議第38号 各種事務事業（産業振興事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見をお願いします。

委員(別子山村) 別子木材センターの当事者としてお伺いしたいのですが、昭和61年に村の就労の場の確保とか、林産物の活用とか、電力資源の有効利用とかで創業いたしまして、現在18年になっているのですが、別子山村があってこそその第3セクターの有限会社別子木材センターということですが、新市になった場合における木材センターの意義・位置付けはどのようにお考えになられているのでしょうか。

事 務 局 別子山村の地域の雇用の確保等、林業が別子山村では基幹産業でございますので、合併したとはいえ別子山村の方からは過疎対策という強い要望が出されておりますことからその辺りも考慮いたしまして引き続き支援するという方針で考えております。

委員(別子山村) 内容的に山の中にありながら、輸入材の加工とかが90%ほど占めているのですが、山の中に設備があって運賃をかけて、採算面を考えて有利なのかどうか。ということが問題になっているのですが、今までは別子山村にあって少々無理をしてでもそこでやろうと、意義があったのですが、新市になった場合、そこまで無理をしてやるべきなのかどうか、これから先、他の企業と競争することでは、逆に立地条件は悪いのですが、その中でやっていくべきなのかどうか。新市でも絶対別子材木センターが必要なのだとバックアップがあるのでしたら、頑張っていけるのですけれども、赤字になったらやめなさいというのでしたら難しいと思えますが。

当初村内の材の有効利用ということでしたが、実際村内材の利用することが現在のところ難しいと、伐期がくるのが何年か先だと、それをまわしていくのがまだまだで、経営が維持できるかどうか、難しい面があ

るとおもうのです。その辺をどのようにお考えなのでしょうか。

事務局 ずっと黒字で頑張っていると聞いております。民間に移すというのはどうでしょうかと聞きますと、それは負債とか施設関係がありますので難しいと。事務局、担当部署で考えたのは、過疎対策、雇用確保を最優先に考えたわけでございます。経営状況につきましては、今後問題があれば、協議していきたいと。合併後廃止となりますと十数名の雇用が失われますし、過疎に一層拍車をかけるという、別子山村の担当者側からの要望もございましたので。

委員(別子山村) 新市で全面的にバックアップしていただけると考えてよろしいですね。

会長 委員(別子山村)さんのおっしゃることは、別子山村でこういう企業をしているから応援してくれるところもあったと、新居浜市の中の会社という見方をされると仕事という意味でのシビアに見られると厳しいのではないかという事ですかね。

立地の場所と過疎対策とか産業振興という意味をまったく変わらないのでその事情はよくご存知だと思いますので、今からそういう方向に向かって、今までの取引的な支援先にもお願いも引き続きしていくという我々の努力もしていかないといけないと思っております。

会長 他にございませんか。

委員 (なしの声)

会長 特にご異議もないようですので協議第38号 各種事務事業(産業振興事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

会長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に協議第39号 国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明を願います。

事務局 協議第39号 国民健康保険事業の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の9ページをお開きください。

国民健康保険事業の取扱いについて

別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。

と提案いたしております。

国民健康保険につきましては、合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料率が異なっている場合は、住民間で不均衡が生じないようにすることが必要です。国民健康保険税の制度を採用している場合は、合併特例法第10条の規定による不均一課税をとることができ、保険料制度についても同様の措置を取ることが可能となっております。

参考資料の24ページから28ページに国民健康保険事業の調整方針が記載されておりますが、新居浜市は保険料制度を別子山村は保険税制度をとっております。

この保険料か保険税かの取扱いにつきましては、先ほどご質問がありました。新居浜市の保険料制度に統一することといたしております。

次に調整が必要な事項として、24ページの2 料率がございます。

医療分では所得割が新居浜市が 8.55%、別子山村が 4.70%

次に資産割は新居浜市が 3.3%、別子山村が 1.40%

次に均等割が新居浜市が23200円、別子山村が10000円

平等割が新居浜市が20100円、別子山村が11000円

賦課限度額はどちらも53万円となっております。

原則としては、新居浜市の制度に統一することといたしておりますが、急激な負担増をさけるため、合併が行われた年度及びこれに続く5カ年は不均一の賦課として、別子山村の医療分の料率を段階的に新居浜市の保険料率にあわせようとするものです。

なお、介護分の料率につきましては、その表にもございますように所得割を除きまして別子山村分の料率が高く、新居浜市の料率を適用することによって全体的には保険料が安くなる世帯が多いため、合併時に新居浜市の料率を適用する方向で調整することといたしております。

なお、具体的な保険料につきましては、合併後に国民健康保険運営協議会で協議されることとなりますが、この協議会には別子山村の委員2名を4年間に限ってでございますが、増員することといたしております。

次に、納期につきましても別子山村の現在4期を新居浜市の10期に統一しようとするものです。

その他の事業につきましては、同一の制度または特に問題がないため、新居浜市の制度に統一若しくは適用しようとするものです。

このようなことから協議第39号のとおり提案いたしましたものでございます。

以上です。

会 長 先ほどの委員(新居浜市)さんのご質問に対しましては、料か税かにつきましては、新居浜市の保険料制度に統一するという方針でお答えさせていただきます。
 協議第39号 国民健康保険事業の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見をお願いします。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第39号 国民健康保険事業の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
 他にご意見等がなければ、事務局から本日お配りした資料の件につきまして説明があるということですので、事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 本日お配りいたしました資料についてご説明申し上げます。
 前回、第4回の協議会で確認いただきました合併の期日、議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱い、農業委員会の委員の任期等に関する取扱い以上3件につきましては、既にご確認をいただいておりますが、前回の協議会で継続審議の提出期日についてご指摘をいただきましたことに伴いまして、提出期日を6月21日となっていましたものを6月3日に訂正いたしましたので、確認のため、資料をお配りいたしております。
 以上です。

会 長 申し訳ありませんが、第4回の会議資料の差し替えをお願いいたします。
 他に何かございませんでしょうか。

委員(別子山村) 先ほどの防災関係で、会長としての意見がございましたが、別子山村の住民としては、生命財産というのはその市としての責任ある態度を是非とも取っていただくようお願いしたいと思います。
 我々も宇摩広域にお世話になっておりますけど、公文書等で市長さん

もお願いしたようですが、救急体制につきましては当面今の現状でやむを得ずというところもあるかと思いますが、防災等の件はやはり新居浜市として責任ある態度を取っていただけないと、消防関係などやっておりますが、伝達方法等複雑になりますし、我々も困りますので、是非とも新居浜市として責任ある行政態度を取っていただくことを別子山村住民感情といたしまして、納得いくだらうと思しますので、今後の課題がもしもありませんが是非とも住民の一人としてお願いしたいと思します。宜しくお願いいたします。

会 長 わかりました。委員(別子山村)さんのおっしゃったように、救急の場合とはとにかく近いところからということをも確保しておいて、なお、消防行政全体につきましては当然新居浜市の消防としてやっていくことも数多くございますので、その辺りを今から担当者レベルで詰めていくということで十分にご意向を承っておきたいと思します。他にご意見等がなければ、会議次第その他の次回会議の開催日時についてを議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 次回会議の開催日時についてご説明申し上げます。
次回の主な協議事項でございます新市建設計画につきましては、原案を作成いたしまして、7月2日に県への意見照会をおこなっております。現在、県内部で意見集約を行っていただいております。
この意見照会に約2ヶ月かかるということで第6回の協議会は、一応、8月30日(金)13時30分から新居浜市庁舎 6階議員全員協議会室で開催いたしたいと思します。
県からの原案に対するご回答の時期によりましては、再度日程調整を行いまして、委員の皆様にご連絡をして調整を行いたいと思しますのでよろしくお願い致します。
また、次回、協議会では、これまでに調整のついていない協議事項(消防業務、電力、保健事業、障害者福祉事業、その他)についても提案いたしたいと考えております。
準備ができ次第、委員の皆様事前に会議資料等をお届けいたしたいと考えております。
以上です。

会 長 はい、次回会議の開催日時につきましては、8月30日(金)13時30分から新居浜市庁舎、6階議員全員協議会室ということですが、県からの新市計画の回答の時期によっては日程変更もあるということですが、皆さん、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 それでは、以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。
皆さん、長時間にわたって大変ご苦労様でございました。
ありがとうございました。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

新居浜市・別子山村合併協議会会長

会議録署名委員

会議録署名委員